

第2期ロジスティクス環境会議
第5回企画運営委員会

2007年6月1日(金)13:00~15:00
(社)日本ロジスティクスシステム協会 会議室

次 第

1. 開 会

2. 報 告

- 1) 第2回本会議開催報告

3. 議 事

- 1) 研究会、委員会の2007年度活動内容について

- (1) グリーン物流研究会
(2) CO2削減推進委員会
(3) グリーンサプライチェーン推進委員会

- 2) 環境負荷低減活動推進の手引き(仮称)作成について

- 3) CGLメンバー企業のCO2排出量の収集等について

4. その他

- 1) 行政動向

- (1) 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

- (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する
検討結果報告(案)について

- 2) その他

5. 閉 会

【配布資料】

- 資料1 : 第2回本会議報告
資料2 : 研究会、委員会の活動方針、活動内容について
資料3 : 環境負荷低減活動推進の手引き(仮称)の作成について(案)
資料4 : CGLメンバー企業のCO2排出量の収集等について(案)
資料5 : 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて
資料6 : 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する
検討結果報告(案)について
参考資料1 : 登録会社一覧
参考資料2 : グリーン物流研究会 活動内容
参考資料3 : ロジスティクス環境宣言
参考資料4-1 : 合同会議 次第
参考資料4-2 : 排出量及び取組の状況等に関する論点整理(案)
参考資料5 : 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する
検討結果報告(案)
参考資料6 : 第4回企画運営委員会議事録

以 上

第2期ロジスティクス環境会議
第2回本会議報告

(敬称略)

1. 日時

2007年3月15日(水) 14時～16時

2. 場所

東京・千代田区 ホテルニューオータニ 本館地下1F 舞の間

3. 出席者

議長：三村 明夫 社団法人日本ロジスティクスシステム協会 会長
(新日本製鐵株 代表取締役社長)

副議長：岡部 正彦 社団法人日本ロジスティクスシステム協会 副会長
(日本通運株 代表取締役会長)

企画運営委員： 14名

企業メンバー： 72名

特別メンバー： 7名

オブザーバー： 8名

計 80社・3大学・3省庁・2団体 103名

4. プレス

19名

以上

第2期ロジスティクス環境会議 研究会、委員会の活動方針、活動内容及び今後の活動計画(案)について

研究会/委員会	活動方針	2006 年度活動内容	2007 年度活動内容 (上部：実施済 下部：実施予定 (計画))
<p>グリーン物流研究会 (登録人数：90名)</p>	<p>環境負荷を軽減する活動を推進するため、改善施策の事例等の情報収集や現場視察を通じて、実践的な改善施策を研究する。</p>	<p>1. 研究会 (講演会形式) (詳細は参考資料 2 参照) 1) 第 1 回研究会 テーマ「ロジスティクスと環境」 2) 第 2 回研究会 テーマ「改正省エネ法 (荷主対応)」 3) 第 3 回研究会 テーマ「鉄道へのモーダルシフト」 4) 第 4 回研究会 テーマ「共同物流」 2. 施設見学会 1) 第 5 回研究会 「㈱ブリヂストン 東京工場見学」 3. その他 1) アンケートの実施 (計 7 回実施) 2) ブログの開設 (URL : http://plaza.rakuten.co.jp/greenlogistics/) <アウトプット> 『2006 年度 グリーン物流研究会 活動報告書』 ・第 1 回から第 5 回の研究会の発表内容等のサマリー及び配布資料を掲載</p>	<p>1. 研究会 (講演会形式) 1) 第 6 回研究会 テーマ「イノベーションとグリーン物流」 2. 研究会及び施設見学会の実施 (7 回) 1) 研究会・・・5 回 (6 月、7 月、10 月、11 月、1 月) (予定) 2) 施設見学会・・・2 回 (9 月、12 月) (予定) <アウトプット> 『2007 年度 グリーン物流研究会 活動報告書』の作成 (2007 年度) ・各会合の発表内容等のサマリー ・配布資料</p>
<p>CO2削減推進委員会 (登録人数：58名)</p>	<p>各企業のCO2削減を推進するため、改正省エネルギー法等の関連法制度への対応も踏まえ、荷主企業と物流企業とのパートナーシップによる継続的な改善活動を推進するうえでの問題点、課題を整理し、解決策を検討する。 さらに必要に応じて企業、行政、団体等の関係者への提言を行う。</p>	<p>1. 「改正省エネ法」への対応 1) 改正省エネ法におけるエネルギー使用量算定等に関する取組状況及び問題、課題の収集 2) 荷主及び輸送事業者が、CO2排出量削減のための施策立案等のヒントとなる情報収集 ⇒委員会メンバーを対象としたアンケート調査を実施し、荷主・子会社 21 社から 52 事例、輸送事業者 8 社から 20 事例を収集。 <アウトプット> 『改正省エネ法対応ヒント集 ver. 1』 1) 省エネ法の概要の紹介 2) 荷主のエネルギー使用量の算定等に関する取組の際のヒントの掲載 *特定荷主該当有無に係らず、改正省エネ法に準拠して算定を実施したい荷主や、荷主からのデータ提供要請への対応方策を検討したい輸送事業者のための参考となる情報を掲載 3) 輸送に係るエネルギー使用量削減のための留意ポイントの紹介 *1 輸送区間 (もしくは 1 運行) における CO2 排出量削減のために必要となる視点を整理</p>	<p>1. 2007 年度活動内容の検討 (第 5 回委員会) 1) 省エネ法対応 ・定期報告書、計画書の収集、分析し、①原単位、②燃費値、③積載率、④実施施策内容等の分析、整理 ・省エネ法告示に対する問題、課題の収集、整理 2) 削減活動推進 (1) モーダルシフト推進 ・モーダルシフト実施にあたっての問題、課題を整理し、解決方策の検討を実施 (2) 燃費向上 ・燃費向上による CO2 削減に向けての、ハード、ソフトの施策とその実施上の留意点の整理 (3) 削減のための留意ポイントの例示 ・2006 年度アウトプットの「留意ポイント」の再整理 ⇒(1)、(2)については、メンバー間での議論を深めるために、委員会の下に WG を設置。現在、WG への登録実施中。 2. 委員会及びWGでの検討 1) 委員会 (1) 削減のための留意ポイントの因果関係等の整理 (2) 省エネ法対応 2) WG WGメンバーの意向を踏まえて、検討内容の詳細の決定 <アウトプット案> 『改善活動推進ガイド』(仮称) 行政、関係団体等への提言</p>

研究会/委員会	活動方針	2006 年度活動内容	2007 年度活動内容 (上部：実施済 下部：実施予定 (計画))
グリーン サプライチェーン 推進委員会 (登録人数： 33名)	製品の企画、設計等の源流段階から調達、生産、販売、回収等の物流プロセスの環境負荷を低減するため、荷主企業と物流企業間で問題、課題を共有し、解決の方向性、方策を検討する。 さらに必要に応じて企業、行政、団体等の関係者への提言を行う。	1. 物流における環境負荷低減のための取引条件改善方策の検討 1) 既存調査資料のレビュー ・第1期省資源ロジスティクス推進委員会 調査報告書(2005年度) ・「商慣行の改善と物流効率化に関する基礎調査」(2003年度～) ⇒「多頻度小口配送」に焦点を絞って検討をすすめることとする。 2) 多頻度小口配送に関する各主体の捉え方の整理 ・分科会メンバーを対象にアンケートを実施し、各主体の捉え方の把握 ・加工食品に関しては、第1期ヒアリング結果を加味して、整理 3) アウトプットの方向性検討 ⇒多頻度小口配送削減の一方策と考えられる共同配送推進のためのガイドの作成を行う。 4) 共同化推進プロセスの整理 ・既存の共同化推進マニュアルをレビューし、共同化推進プロセスとともに共同化の成功要因等を整理	1. 物流における環境負荷低減のための取引条件改善方策の検討 1) 共同配送実施企業へのヒアリング調査による実態把握 ・物流事業者主導型 ・荷主主導型(協同組合型) 2) ヒアリング結果報告及び活動内容方向性検討(第4回分科会) ・今後の活動内容として、「共同配送による環境負荷低減効果の定量的評価」「エリア共同配送推進」「共同化促進のための環境づくりの整理(対行政の提言内容の整理)」で検討を進めていくことを確認 ・上記を進める上で、卸へのヒアリング調査実施の決定 ----- 3) 卸へのヒアリングの実施及び物流実態フローの確認 4) アウトプットの作成 5) 行政等への提言 <アウトプット案> 『多頻度小口配送削減による環境にやさしい共同配送推進ガイド』(仮称) 行政への提言
		2. 源流管理 1) 第1期活動のレビュー ・「ロジスティクス源流管理マニュアル(Ver.1)」及び「ロジスティクス源流管理マニュアル(Ver.2)～モーダルシフトチェックシート・資料集～」のレビュー 2) 源流管理として捉える範囲等の整理 ・環境会議として捉えてきた源流管理の定義の確認 ① 物流部門そのものが環境負荷発生源であるという認識のもと、管理を行うこと。 ② 物流、ロジスティクス分野の環境負荷低減のため、上流部門(企画、設計等)、関連部門等(営業部門等)から管理を行うこと。 (→物流、ロジスティクス部門(物流事業者)が上流部門、関連部門等へ積極的に要請、提案すること) ・源流管理の視点として必要な項目について、分科会メンバーへアンケート調査 3) アウトプットの方向性、ねらい等の確認 ⇒源流管理全般にわたるチェック項目の策定 4) チェック項目の検討 ・LEMSチェックリスト*を叩き台に検討を進める。	2. 源流管理 1) チェック項目の検討(第4回、第5回分科会) ・LEMSチェックリスト*を叩き台に検討を進め、現状77項目が仮決定。 ----- 1) チェック項目の検討 2) 評価基準の検討 3) チェック項目に関係する参考となる情報の収集及び掲載 <アウトプット案> 『グリーンロジスティクス推進チェックシート』(仮称)(2007年度)

* LEMSチェックリスト…ロジスティクス分野における環境負荷低減活動に取り組む企業を増やすことを目的に、企業が当該活動を進めるためのガイドラインとして2001年に作成したもの。2003年度に1度改訂がなされ、現在111項目

環境負荷低減活動推進の手引き（仮称）の作成について（案）

1. はじめに

ロジスティクス環境会議では、第1、2期において様々なアウトプットを作成し、環境会議ホームページ等で公表することにより、ロジスティクス分野における環境負荷低減活動に寄与してきた。

しかしながら、「ロジスティクス環境宣言」（2006年3月15日採択：参考資料3参照）の第2項「環境負荷低減に取り組む企業を増やす」を推進していく上で、環境会議やJILSに参画していない、比較的規模の小さい企業等へのさらなる働きかけが必要になると考えられる。このため、それらの企業等を対象として、環境負荷低減活動への理解を深めていただくための「手引き」の作成を以下のとおり提案したい。

2. 環境負荷低減活動推進の手引き（仮称）の概要

1) 目的

以下の2点を目的として、当該手引きの作成を行う。

- ① 企業*において、環境問題への理解を深めていただき、環境負荷低減活動への取り組みのきっかけとなるような情報提供

*環境会議メンバーやJILSに参画していない、比較的規模の小さい企業を念頭におく。

- ② 環境会議で作成した（2008年3月作成分含む）各種アウトプットへの導入ガイドの位置づけとして

2) 編集方針

上記目的を達成するために、多くの情報を掲載することよりも、イラスト等を用いて「分かりやすく」整理された手引きを作成する。

3) 構成

A4版 16ページ程度を想定

4) 検討体制

企画運営委員会にて審議いただくこととする。（ただし、素案作成にあたっては、一部委員に協力いただきながら、事務局を中心に作成を行う。）

5) スケジュール（予定）

2007年下期 第6回企画運営委員会にて素案提示、検討

2008年1月 第7回企画運営委員会にて最終案提示、検討

2008年3月 第3回本会議にて環境会議メンバーへ配布

* 企画運営委員会の回数は現時点での予定であり、増える可能性は有

6) 配布先等

- ・環境会議メンバー、JILS会員への配布
- ・環境会議ホームページの掲載（ダウンロード可）
- ・その他
 - グリーン物流パートナーシップ会議での配布や地方局での催事での配布（行政との要調整）

以上

第2期ロジスティクス環境会議
CGLメンバー企業のCO2排出量等の収集について（案）

1. これまでの経過

CGLメンバー企業のCO2排出量等の収集については、第4回企画運営委員会において事務局より提案したものの、下記改正省エネ法のスケジュールの考慮不足等、様々な課題があり、再度事務局で修正案を提案することとなった。

図表 改正省エネ法報告スケジュールと環境会議活動期間

	2007年	2008年
特定荷主	<p>●4月末 2006年度実績の貨物輸送量届出 →7月を目処に特定荷主指定通知受領</p> <p>●9月末 2006年度実績の定期報告書、及び2007年度の計画書提出</p>	<p>●6月末 2007年度実績の定期報告書、及び2008年度の計画書提出</p>
特定輸送事業者	<p>●6月末 2006年度実績の定期報告書、及び2007年度の計画書提出</p>	<p>●6月末 2007年度実績の定期報告書、及び2008年度の計画書提出</p>
環境会議	<p>第2期活動期間（2006年8月～2008年3月）</p> <p>.....→</p>	

2. 今回の提案

CO2削減推進委員会の2007年度の活動として以下の内容を実施することとなったことから、CO2削減推進委員会非参加メンバーへも調査を拡大することを目的として実施したい。

1) CO2削減推進委員会での活動内容（抜粋）

(1) 定期報告書、計画書の収集、分析

i) 活動内容

委員会メンバーより、定期報告書及び計画書を収集し、①原単位、②燃費値、③積載率、④実施施策内容等の分析、整理を行う。

ii) アウトプットの方向性

- ・集計結果の公表
- ・集計結果を受けて、定期報告書及び計画書を用いて、荷主、輸送事業者がベンチマーク用に活用できる統計資料作成要請等の提言の可否を検討

⇒5月25日（火）開催の第5回CO2削減推進委員会にて、CO2削減推進委員会メンバーを対象に実施することが承認された。また、第5回企画運営委員会において、CO2削減推進委員会メンバー以外にも調査を拡大する提案を行うことが承認された。

3. 詳細について

詳細については、CO2削減推進委員会で検討を行うこととする。（ただし、実施時期としては、第4回企画運営委員会で意見をいただいたとおり、特定荷主の定期報告書、計画書提出後とする。）

以上

京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

1. 京都議定書目標達成計画とは

京都議定書目標達成計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、2005年2月の京都議定書発効を受けて、我が国が6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、2005年4月に閣議決定されたものである。

2. 京都議定書目標達成計画の評価・見直しの状況

1) 京都議定書目標達成計画の評価・見直しとは

京都議定書目標達成計画は、その実効性を確保するため、「2007年度に本計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずる」とされている。

それを受けて、経済産業省 産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会及び環境省 中央環境審議会 地球環境部会では、総合的に、かつできるだけ深い検討を行う観点から、2006年11月より合同会合を開催し、企業や関連団体等へのヒアリング（含む 経団連 自主行動計画フォローアップ）を実施している。

2) 運輸部門における評価・見直しのヒアリング

運輸部門については、第10回合同会合、国土交通省 交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会（第11回）合同会議（2007年2月13日開催）にて、ヒアリングが実施された。（参考資料4-1）

3) 排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）の公表

合同会合では、ヒアリング結果を踏まえ、2007年4月17日に「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」を作成し、同日公表し、パブリックコメントを実施した。

運輸部門に係る主な内容としては、参考資料4-2のP7参照。

4) 今後の予定

合同部会では、論点整理（案）をもとに、「今後更に議論を充実させ、本年夏頃を目処に中間取りまとめ、本年末に予定される最終取りまとめに結びつける」としている。なお、中間取りまとめの際に、パブリックコメントを実施する旨が記載されていることから、必要に応じて、環境会議として運輸部門に関する意見書を取りまとめることも一案と考える。

（⇒第4回企画運営委員会で承認済）

以上

事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る 廃棄物の区分に関する検討結果報告（案）について

1. 木製パレットに係る現状の処理概要と第1期環境会議での検討結果

1) 木製パレットに係る現状の処理概要

木製パレットについては、一般廃棄物に区分されていることから、市町村において処理が進められている。

2) 環境会議での検討結果

第1期ロジスティクス環境会議 リバーズロジスティクス調査委員会 物流分科会の中で木製パレット等についての検討を行い、2006年3月の最終報告の中では「木製パレット、及び木箱や木製梱包材は、一般廃棄物に区分されていることにより、焼却処理されているものがほとんどである。リサイクルもしくは再使用する際には、見なし産業廃棄物として扱えるような検討が必要である。」と取りまとめている。

2. 検討結果報告の内容（詳細は参考資料5参照）

環境省 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物の区分等に関する専門委員会では2006年7月より検討を進めており、2007年5月11日に検討結果報告（案）を公表した。木製パレットについて、同報告書については、「多種多様な業種から全体として少なくない量が恒常的に排出されており、また、市町村における処理困難性も認められることから、業種を限定することなく、産業廃棄物として区分することが適当である。また、木製パレットに付随して用いられ、一体的に排出される梱包用木材についても、木製パレットと併せて産業廃棄物として区分することが適当である。」とされており、環境会議での検討結果と同様の方向性で取りまとめられている。

なお、環境省では、同報告（案）について、6月10日までにパブリックコメントを実施している。

以 上

第2期ロジスティクス環境会議 グリーン物流研究会 活動内容

会 合	開催日	内 容	参加 人数
第1回	2006年 9月25日 (月)	・グリーン物流研究会の運営方法(案)等説明 テーマ：ロジスティクスと環境 講演1「ロジスティクスと環境問題」 岩尾 詠一郎 氏(専修大学 商学部 講師) 講演2「日本通運の環境保全への取組」 麦田 耕治 氏(日本通運(株) 環境部 専任部長)	69名
第2回	2006年 10月26日 (木)	テーマ：改正省エネルギー法（荷主対応） 講演「荷主と物流事業者の協調にむけて」 村山 智 氏(経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 課長補佐) パネルディスカッション「改正省エネ法 荷主に係る措置への対応とその課題」 【コーディネータ】 河野 義信 氏(グリーン物流研究会 副幹事 (新日本製鐵(株) 営業総括部 マネジャー(物流技術)) 【パネリスト】 ・村山 智 氏(経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 課長補佐) ・桜井 保 氏(明治乳業(株) 物流部 係長) ・石崎 雅規 氏(東芝物流(株) 物流技術部 品質・環境管理部 参事) ・大山 茂夫 氏(第一貨物(株) 営業本部 業務第二部 部長)	66名
第3回	2006年 11月30日 (木)	テーマ：鉄道へのモーダルシフト 講演1「モーダルシフト推進に向けた国土交通省の取組」 岡部 哲久 氏(国土交通省 政策統括官付 政策調整官(物流担当)付) 講演2「モーダルシフト推進に向けたJR貨物の取組」 姫野 健士 氏(日本貨物鉄道(株) ロジスティクス本部 営業部 副部長) パネルディスカッション「鉄道へのモーダルシフトへの取組とその課題」 【コーディネータ】 下村 博史 氏(グリーン物流研究会 幹事 (株)日本総合研究所 研究事業本部 上席主任研究員)) 【パネリスト】 ・岡部 哲久 氏(国土交通省 政策統括官付 政策調整官(物流担当)付) ・姫野 健士 氏(日本貨物鉄道(株) ロジスティクス本部 営業部 副部長) ・小林 康史 氏(ハウス食品(株) SCM部 物流企画課 専門課長) ・齋藤 直也 氏(日本通運(株) 通運部 通運専任部長)	57名
第4回	2007年 1月25日 (木)	テーマ：共同物流 講演1「エコロジーとエコノミーの両立する共同物流を推進するプラネット物流」 児玉 博之 氏(プラネット物流(株) 代表取締役社長) 講演2「大和物流(株)における調達物流共同配送の取組」	51名

会 合	開催日	内 容	参加 人数
		前田 道男 氏(大和物流(株) 業務統括部 係長) 講演3「循環リ・ユースハンガー運用における共同物流・共同配送の取組事例」 柳橋 裕正 氏(日本コパック(株) 経営改革室 企画物流 スーパーバイザー)	
第5回	2007年 3月5日(月)	見学会 (株)ブリヂストン 東京工場見学	32名
第6回	2007年 5月30日 (水)	テーマ：イノベーションとグリーン物流 講演1「トラックを取りまく環境規制と対応について」 綾部 政徳 氏(いすゞ自動車(株) ソフトビジネス推進部 営業推進G グループリーダー) 講演2「グリーンロジスティクスシステムを活用したCO2削減の取組」 丹羽 和彦 氏(富士通(株) 物流本部 物流プロセス改革室 プロジェクト課長) 講演3「UHF帯RFIDタグ・リーダーを利用した 空レンタルパレット回収のトラック配車効率化」 花輪 太郎 氏(日本パレットレンタル(株) 営業本部 戦略営業室 室長)	63名
第7回	2007年 6月28日 (木)	テーマ：包装資材削減 講演1アサヒビール(株) 講演2(株)コイケ 講演3(株)ノーリツ	
第8回	2007年 7月26日 (木)	テーマ：グリーン物流パートナーシップ 推進事業 (予定) 講演1国分(株) 講演2FFGSビジネスサポート(株) 講演3日鐵物流(株)	
第9回	2007年 9月	見学会 モーダルシフト(船舶)施設見学(予定)	
第10回	2007年 10月25日 (木)	↑ ● 7月を目処に詳細を決定する。 (予定テーマ) 省エネ法、NOx・PM法、グリーン物流と現場改善 ↓	
第11回	2007年 11月28日 (木)		
第12回	2007年 12月		見学会
第13回	2008年 1月24日 (木)		

*役職等は開催時点のものである。

以 上

「ロジスティクス環境宣言」

ロジスティクス環境会議およびそのメンバーは、循環型社会を実現するため、物流分野の環境負荷低減を経営の重要課題として認識し、以下の活動に積極的に取り組むことを宣言する。

1. 自らの環境負荷を低減する

自らの活動によって発生する環境負荷低減の目標を定め、目標達成に向けたマネジメントサイクルを推進する。

2. 環境負荷低減に取り組む企業を増やす

関係企業とパートナーシップを築き、共に環境負荷低減に向けた取り組みを推進する。

3. 情報を発信し、循環型社会の形成に寄与する

活動を通して明らかになった課題については、企業・行政・団体等の関係者へ情報発信を行い、循環型社会の形成に寄与する。

2006年3月15日

社団法人日本ロジスティクスシステム協会

ロジスティクス環境会議

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合（第10回）
国土交通省交通政策審議会交通体系分科会（第11回）環境部会
合同会議

平成19年2月13日（火）
13：00～15：30
全電通労働会館 全電通ホール

- 議 題 次 第 -

1. 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて
（運輸部門に関するヒアリング）

- (1)大聖 泰弘 早稲田大学理工学部教授
- (2)大野 栄嗣 社団法人日本自動車工業会地球環境部会副部長
- (3)北條 英 社団法人日本ロジスティクスシステム協会主任研究員
- (4)山口 雅史 キヤノン株式会社生産・ロジスティクス本部環境物流推進課課長
- (5)生島 俊彦 株式会社三越グループ業務部物流担当ゼネラルマネジャー

2. その他

- 配 付 資 料 -

- 資料1 運輸部門における地球温暖化対策について
- 資料2 運輸部門のCO₂削減対策と課題（1.（1）関係）
- 資料3 運輸部門（自動車）のCO₂削減（1.（2）関係）
- 資料4 物流効率化に向けた現状と課題（1.（3）関係）
- 資料5 環境対応ロジスティクスへの取組（1.（4）関係）
- 資料6 企業における物流効率化の取組み（1.（5）関係）
- 資料7 各省における自主行動計画策定状況、フォローアップ状況等
- 参考資料1 中上委員からの回答
- 参考資料2 - 1 浅岡委員からの意見
- 参考資料2 - 2 自主行動計画フォローアップに関する文書質問等に対する
各業界からの回答

排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）

平成 19 年 4 月 17 日
中央環境審議会地球環境部会
産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

現在、我が国においては、平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づいて京都議定書の 6 %削減目標のための施策が実施されている。

2007 年度に行う同計画の評価・見直しに向けて、平成 18 年 11 月以降、中央環境審議会地球環境部会と産業構造審議会環境部会地球環境小委員会は 13 回にわたり合同会合を開催し、有識者や関連産業界、関係省庁からヒアリングを実施した。

本資料は、今後の審議に資するため、これまでの審議会において提示された論点を整理するものである。今後、更に議論を充実させ、本年夏頃に予定されている中間取りまとめ、本年末に予定されている最終取りまとめに結びつけていくことが期待される。

1. 現状認識

(1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況

我が国の温室効果ガス排出量は、2004 年度が基準年比 + 7.4 %、2005 年度（速報値）が基準年比 + 8.1 % となり、全体としては、増減しながら基準年比約 5 ~ 8 % を推移している¹。

部門ごとに見ると、産業部門（基準年総排出量に占めるシェアは 38.2 %）の 2005 年度排出量は基準年比 3.2 % である一方、運輸部門（基準年総排出量に占めるシェアは 17.2 %）の 2005 年度排出量は + 18.1 % であり、業務部門（基準年総排出量に占めるシェアは 13.0 %）、家庭部門（基準年総排出量に占めるシェアは 10.1 %）の 2005 年度排出量はそれぞれ

¹ 資料(1)：温室効果ガス排出量の動向に係る関連データ（平成 19 年 4 月 17 日 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

基準年比 + 42.2%、+ 37.4%となっている。

特に、エネルギー起源二酸化炭素についてはいずれの部門においても、2005年度排出量と比して、目標達成計画の目標値を達成するために更に削減が必要である。

また、ガス種ごとに見ると、エネルギー起源CO₂の2005年度排出量は基準年比 + 13.9%であるのに対し、代替フロン等3ガスの2005年度排出量は基準年比 - 66.9%となっている。

このように、我が国の温室効果ガス排出については、ガス種ごと、部門ごとに排出量の傾向等に相違が見られる。

(2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況

現行の「京都議定書目標達成計画」上は、約60の施策が定量的評価指標をもって位置づけられているほか、定性的内容のみをもつ施策が規定されている。

合同会合では、関係省庁からのヒアリング等により、それらの個々の施策についてこれまでの進捗状況を点検するとともに、2010年度の排出削減量見通しを確認した²。

さらに、従来産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会においてフォローアップしていた産業界の自主行動計画については、2006年度から中央環境審議会も参加してフォローアップを実施し、各業種（合計33業種）の計画の進捗状況・見通し等について点検を行った。また、その他の業種については、本合同会合において各々の所管省庁から、計画の策定状況やその内容、フォローアップ状況について報告がなされた。

これらの点検を通じ、上記の33業種の自主行動計画については、進捗状況・見通しについて評価が行われ、本年2月22日開催された「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会 中央環境審議会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議（以下、フォローアップ合同会議）」のフォローアップ結果³としてとりまとめられた。このとりまとめにおいては、未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進、定性的目標の定量化等の促進、政府による厳格なフォローアップの実施、目標引き上げの促進、産業界による業務・家庭・運輸部門における取組の強化

² 資料(2)：京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況（平成19年4月17日中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

³ 資料(3)：2006年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等（平成19年3月26日）

等が今後の課題として上げられたところである。今後、本年秋を目途に 2007 年度のフォローアップを行う予定である。

自主行動計画以外の施策については、関連省庁から進捗状況・見通しについて報告されたが、総合的に見れば、これまで、個々の対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、施策の強化が必要と考えられる。また、見通しの根拠となるデータ等が十分明確に示されていない施策や、実績データが十分に更新されていない対策が多数含まれており、今後速やかにデータの精査等を進めていくことが必要である。今後の審議の中で、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、目標達成を確実にするとの観点から、各対策の見通し値が「京都議定書目標達成計画」に掲げられた目標値を下回る程度の大きさ等について十分な注意を払って精査していくことが必要である。

(3) マクロ情勢の変化

平成 17 年度の現行計画策定時と比較して、温室効果ガス排出量に影響を与える主要なマクロ指標の見通しが改訂されている。例えば、我が国の経済成長率見通しの上方修正は、排出量見通しを増加させる可能性があり、他方、原油価格の上昇は排出量見通しを減少させる可能性がある。

今後の評価・見直しに当たっては、将来推計モデルによる作業を行いつつ、これらのマクロ情勢の変化が我が国の温室効果ガス排出量に与える影響の定量的把握に努める必要がある。

以上(1)～(3)を総合的に評価すると、計画に盛り込まれた対策は一定程度進捗しているものの、現状では、個々の施策が十分に進捗しているとはいえない状態にあり、なお排出の増加傾向を反転させるに至っていない。また、マクロ経済情勢については今後の精査が必要であるものの、経済成長率見通しの上方修正等、排出量増加につながる要因も見られるところである。

今後、目標の達成に確実に期す観点から、現行計画上の対策の実施を一層加速化するとともに、全ての主体、分野について講じうる2. に掲げる対策を含む追加対策の強化に向けた検討を早急に行うことが必要になると考えられる。

いずれにしても、具体的な過不足の程度を把握するためには、定量的な計算の作業が必要となる。今後、削減見通しを精査するため、将来推計モデルによる作業を行い、追加対策による削減可能量も含め、当該見通しを早期に定量的に明らかにし、評価を行う必要がある。

2. 今後の追加対策の論点

(1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策

自主行動計画に関連する追加対策については、本年2月のフォローアップ合同会議とりまとめ（前述）の中で以下のような方向性が示されている。

自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等

主として、環境省（必要に応じ、内閣官房）業種所管各省庁について、以下を提言。また、合同会議で委員より指摘のあった業種（及びその所管省庁等）を例に示す。

未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

自主行動計画の未策定業種（特に、サービス（非製造）分野など。私立病院・私立学校等を含む）に対し、その策定を促すべき。

例）ぱちんこ店・ゲームセンター（警察庁）学校、新聞（文部科学省）病院、生協（厚生労働省）情報サービス、リース、特定規模電気事業者（経済産業省）等

定性的目標の定量化等の促進

自主行動計画を策定していても、数値目標を持たない業種（経団連非加盟業種、特に業務・運輸部門）に対し、目標の定量化を促すべき。

例）生保、損保（金融庁）通信、放送（総務省）外食産業（農林水産省）等

政府による厳格なフォローアップの実施

所管省庁において、議事公開の下での審議会等プロセスの活用など、透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべき。また、毎年度の実施により、直近の正確な実態を把握すべき。

例）銀行、生保、損保（金融庁）ビール酒造（財務省）製薬（厚生労働省）LPガス、商社（経済産業省）等

目標引き上げの促進

厳格なフォローアップにより、業務・運輸部門の業種も含め、目標の引き上げを促進すべき。その際、現時点の実績水準以上の意欲的な新目標を設定すべき。

例）食品産業（農林水産省）化学、石油（経済産業省）トラック、住宅生産（国土交通省）等

その他の課題

主として政府及び産業界について、以下を提言。

目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上

今後の対策内容とその効果(京都メカニズムの活用を含む)を定量的・具体的に示すべき。

CO₂排出量の削減を一層意識した取組の推進

原単位を目標としている業種を含め、各業種はCO₂排出量の削減を一層強く意識した積極的な取組を行うべき。原単位のみを目標指標としている業種は、CO₂排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべき。

業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化

民生・運輸部門への経団連等による業種横断的な取組を促すべき。具体的には、経団連加盟業種・会員企業による 本社ビル等オフィスの削減目標設定や、社員宅における環境家計簿の利用拡大。

国内外への情報発信

自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うべき。

今後、本合同会議においても、フォローアップ合同会議の審議内容を踏まえつつ、対策を検討し、関係省庁及び産業界にその実行を促していくことが必要である。

(2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見

これまでの有識者・関係業界等からのヒアリングを通じ、排出量の削減対策について各委員から以下のような意見が提出された。今後、本審議会の中で、このような対策の適否についての検討を深めるとともに、更なる対策の候補について充実を図ることが必要である。

民生(業務・家庭)部門関連

(1)住宅・業務用ビルの省エネ化

- ・ 2000平米未満の住宅・建築物についての規制対象化
- ・ 既築住宅・建築物に関する規制対象の拡大
- ・ 住宅・建築物の省エネ基準の強制義務化(罰則対象化を含む)

- ・住宅・建築物の省エネ基準の水準引き上げ
- ・住宅の躯体だけではなく、設備を含めた全体についての省エネ基準化
- ・既築住宅・建築物に対する評価制度・表示制度の充実、活用拡大
- ・税制等の省エネ住宅・建築物支援策の一層の充実
- ・建築主だけではなく、建設業者の規制対象化
- ・特に既築住宅・建築物に適合する技術開発の推進
- ・建築物における省エネ効果や具体的取組についての更なる情報提供

(ロ)業務用ビルのエネルギー管理の促進

- ・業務部門におけるE S C Oの活用
- ・テナントビルにおいて、省エネの経済的インセンティブが生じるようなオーナー・テナント間のルールの整備
- ・B E M Sの一層の普及促進
- ・業務用ビルにおけるベスト・プラクティスに関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・高度な省エネ対策を実施している事業者に対する表彰制度の充実

(ハ)機器のエネルギー効率改善

- ・省エネ効果が高い機器への買換促進
- ・待機電力の低減等についての一層の推進
- ・家電機器のトップランナー基準対象の拡大、基準見直し
- ・業務用機器のトップランナー基準対象の拡大

(ニ)国民に対する普及啓発

- ・家庭部門におけるベスト・プラクティスに関する情報の提供等による国民運動の一層の推進
- ・国民運動対策の効果の定量化・制度化
- ・家庭ごとの目標量を設定して削減努力の推進
- ・環境家計簿の活用等を通じたエネルギー利用の「見える化」による国民の省CO2意識の一層の向上

(ホ)その他

- ・業務・家庭部門のエネルギー消費実態を把握するための統計類の整備
- ・公的機関における排出削減の推進

運輸部門関連

(イ)自動車の燃費向上

- ・低燃費車の普及に向けた技術開発や税制等を含む普及促進策の実施

(ロ)交通流対策（道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む）の推進

- ・交通流対策による排出削減効果の正確な定量的測定
- ・公共交通機関の利用促進
- ・モーダルシフトの一層の推進
- ・その他の交通流対策（信号システムの高度化、踏切改良、渋滞緩和、環状道路の早期整備、高速道路の利用促進、等）の推進

(ハ)物流対策の推進

- ・貨物積載率の向上
- ・配送コストの大小に関わらず製品価格が一定となっている商慣行の是正
- ・IT活用の促進による一層の物流効率化
- ・着荷主の排出削減対策の促進
- ・物流対策による排出削減効果の正確な定量的測定

(ニ)バイオマス燃料の導入促進

- ・バイオマス燃料の導入促進

(ホ)エコドライブの推進

- ・エコドライブのメリットについての普及活動の充実
- ・エコドライブツールの導入促進
- ・企業物流におけるドライバーへのエコドライブ意識の涵養

(ハ)自動車以外の対策強化

- ・航空部門等自動車以外の対策強化

産業・エネルギー転換部門関連

(イ)産業部門における省エネ促進

- ・業種ごとのベスト・プラクティス（トップランナー）に関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・担保・保証不足の中小企業における省エネ設備投資に対する金融面からの支

援の充実（政府系金融機関の活用を含む）

- ・ 中小企業が行った排出削減量を活用するための仕組みの検討
- ・ 中小企業の省エネアドバイザーへのアクセスの円滑化
- ・ 中小企業に対する省エネに関する普及啓発の推進

(ロ) 電力分野における取組

- ・ 科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上

(ハ) 産業・エネルギー転換部門全体に係る取組

- ・ 産業・エネルギー転換部門における石炭利用の抑制

(ニ) 新エネルギーに係る取組

- ・ 費用対効果・安定供給面も勘案した上での再生可能エネルギー活用の検討

代替フロン等3ガス関連

- ・ 産業界の取組促進、代替製品の利用促進 / 代替物質の開発等（国際的動向を踏まえた自主行動計画の目標引き上げの促進、事業者による排出抑制設備設置や代替ガスへの転換に対する支援の充実、ノンフロン化・低GWP化の今後の計画の提示、ノンフロン型冷凍機の導入促進、技術開発への支援の充実等）
- ・ 冷媒HFCの回収向上（普及啓発活動の強化、現場設置型機器やカーエアコン使用時の漏洩量に対する目標や必要な場合の規制の導入を含めた管理体制の検討等）

分野横断的事項

- ・ 石油危機時の対策等を参考にした国民生活に対する規制的措置等の導入
- ・ クールビズ等の国民運動の効果の定量化・制度化
- ・ 製造業以外の業種を含めた広範な分野における省エネの推進
- ・ エネルギー効率の高い設備・機器の導入促進
- ・ 都市計画段階からの検討等を通じた都市全体の省CO₂化
- ・ 国と地方公共団体との連携
- ・ グリーン経営認証の活用推進
- ・ 国内排出量取引制度、環境税導入についての検討

事業活動に伴って排出される一般廃棄物である
木くずに係る廃棄物の区分に関する検討結果報告（案）

平成 1 9 年 月 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物の区分等に関する専門委員会

第1 はじめに

平成 17 年 12 月 21 日の規制改革・民間開放推進会議答申を受け、平成 18 年 3 月 31 日に、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）が閣議決定された。

この 3 か年計画においては、「廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。」とされ、「その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。」とされたところである。

また、これに先立ち、関係業界からは、「全国規模の規制改革・民間開放要望」において、

- ・ 現行法では一般廃棄物となる、リースされていた木製家具や、倉庫から排出される廃木製パレット等について、ある一定規模の排出がある場合においては産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能なよう、規制改革を望む（社団法人リース事業協会（平成 16 年 6 月受付関係要望）、ソニー株式会社（平成 16 年 11 月受付関係要望、平成 17 年 6 月受付関係要望）、社団法人日本産業機械工業会（平成 17 年 6 月受付関係要望））。
- ・ 電機機器等の製造業者や運送事業者が使用後に不要となったパレット・コンテナ等に代表される、いわゆる「木くず」を処理するにあたっては、廃棄物処理法の規定に則して、市町村が処理することを原則としつつ、地方公共団体の特段の事情でこれらの一般廃棄物を処理することが困難である場合、または、確実にリサイクルできるときは、産業廃棄物として処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである（社団法人日本経済団体連合会（平成 17 年 6 月受付関係要望、平成 17 年 10 月受付関係要望））。

等の要望がされていたところである。

本委員会においては、このような状況を踏まえ、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する検討を行い、今般、その結果を取りまとめたので報告する。

第2 現状

木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分は現行では次表のとおりとされている（廃棄物処理法施行令第 2 条第 2 号）。

事業活動に伴い排出される木くずのうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則の考え方に基づいて、排出事業者責任により処理すべきものとして、PCB 含有木くず及び木くずを多量に排出する業種からの木くずが産業廃棄物として区分されているところである。

産業廃棄物	・ 建設業に係る木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） ・ 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係る木くず ・ パルプ製造業に係る木くず ・ 輸入木材の卸売業に係る木くず ・ 事業活動から生じた PCB が染み込んだ木くず
一般廃棄物	・ 木製パレット ・ 木製家具・器具類 ・ その他の木くず（剪定枝・伐採木、流木など）

第3 基本的な考え方

事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分の見直しを行うに当たっては、次のような基本的な考え方に基づき、検討する必要がある。

1 廃棄物の区分の見直しの考え方

木くずの区分の見直しに当たっての基本的な考え方は、平成 14 年 11 月 22 日の中央環境審議会意見具申における考え方によるものとする。

廃棄物の区分については、平成 14 年 11 月 22 日の中央環境審議会意見具申「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」において、「廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の問題から、市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分ける」とする考え方が示されている。今般の木くずの区分の見直しについても、この考え方によるのが適当である。

2 区分見直しに当たって検討すべき事項

木くずの区分の見直しに当たっては、平成 17 年 12 月 21 日の規制改革・民間開放推進会議答申を踏まえ、排出実態や排出事業者の意見等を勘案するものとする。

規制改革・民間開放推進会議答申（平成 17 年 12 月 21 日）において、木くずの区分の見直しを行うに当たっては、排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討することが適当とされているため、具体的な検討に当たっては、この考え方に基づき、木くずの種類別に、下記のような項目を勘案して検討を行うことが適当である。

- (1) 排出量（一度に多量に排出されるなど、市町村の日常的な処理に影響する可能性の有無）
- (2) 性状（大きさ、家庭からの排出の有無など）
- (3) 市町村処理での取り扱い（そのまま受け入れることができないため受入条件が設けられているか、排出事業者による事前の処理が必要となるかどうかなど）
- (4) 区分を変更した場合の処理体制確保の可能性
- (5) 排出事業者、廃棄物処理業界、地方公共団体の意見
- (6) その他（必要に応じ留意すべき事項）

第 4 木くずに係る廃棄物の区分の見直しについて

第 3 の基本的な考え方に基づき、本委員会において検討を行い、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分について、次のとおり見直しについての考え方をまとめた。

1 木製パレット

木製パレットについては、多種多様な業種から全体として少なくない量が恒常的に排出されており、また、市町村における処理困難性も認められることから、業種を限定することなく、産業廃棄物として区分することとする。また、パレットに付随して一体的に排出される梱包用木材についても、併せて産業廃棄物として区分することとする。

(1) 排出量

木製パレットの年間の排出量については統計的なデータは存在しないが、年間約 88 万 t 強程度¹が排出されているものと推定される。これは繰り返し使用されるパレットについてのデータであり、この他、国内で生産されているワンウェイパレット（使用が 1 回限りであるパレット）輸入時に使用されたワンウェイパレットも相当量が排出されているものと考えられる。

また、トラックターミナルにおけるトラック運送事業者の排出量は、1 ヶ月当

たり5 t程度²である。

木製パレットは流通過程のあらゆる段階において随時排出される他、輸入貨物の運搬用として使用される外国製のワンウェイパレットのほとんどが、貨物の輸入後に梱包を解いた場所（物流施設や当該貨物の配送先の事業所等）から随時排出され、貨物保管用として使用される木製パレットが定期的に倉庫等から排出される。

排出された木製パレットは随時廃棄されるのではなく、トラックの積載量となるまで保管された後に廃棄されることが多く、このため、一度に多量のパレットが廃棄されていると考えられる。

1 パレットの償却年数がほぼ一定とし、過去5年間の木製パレットの平均生産量（約4.4千万枚/年、日本パレット協会調べ）一枚当たりの平均重量（約20kg）から推定。

2 都内の公共トラックターミナルにおける一事業者当たりの木製パレットの平均排出量（約230枚/月、関東運輸局調べ）一枚当たりの平均重量（約20kg）から推定。

(2) 性状

木製パレットについては、1,100mm × 1,100mmなどの寸法が日本工業規格（JIS）や国際標準化機構（ISO）規格として定められており、一定の大きさ、強度など規格に適合するものが使われているほか、それぞれの企業が保有する独自の規格のものも多く流通している。当然ながら、このような木製パレットが家庭から排出されることは、通常は想定されない。

(3) 市町村処理での取扱い

大多数の市町村において、処理施設の性能や処理能力（焼却炉の投入口の大きさ）に起因する処理困難性を理由として、大きさや受入数量などについて受入条件を設けているところが多く、市町村による処理が困難であると認められる。

なお、木製パレットについては、排出者においてこれらの受入条件を満たすことができずに処理に苦慮する場合も多い。

(4) 区分を変更した場合の処理体制確保の可能性

木製パレットが産業廃棄物として区分された場合、産業廃棄物である木くずの排出量（平成16年度実績でおおよそ600万t）について1～2割程度の増加が予想される。この場合、処理体制の確保は、一定の期間、一般廃棄物処理業者による処理を可能とする、廃棄物処理法第11条第2項の規定に基づき市町村が処理を継続するなどの適切な経過措置等を講じることにより、可能であると考えられる。

(5) 排出事業者等の意見

環境省が一般廃棄物である木くずの排出事業者を対象に実施した調査の結果によると、木製パレットについては、多くの業種において、産業廃棄物としての処理が望ましいとの意向が一般廃棄物としての処理が望ましいとの意向を上回っている。

今回の検討においても、排出事業者団体等からは、産業廃棄物として区分することもやむを得ないという認識が多く示された。

(6) その他

木製パレットは貨物運搬用の梱包用木材と併せて使用される場合も多く、これらが廃棄される際は、一体として排出されることが多い。木製パレットと梱包用木材は性状が同様であり、貨物運搬用の梱包用木材についても、木製パレットと同一の区分とする必要があるものと考えられる。

また、木製パレットは、多種多様な業種（荷主など）から排出されることから、産業廃棄物として区分する際に、基本的には業種を限定する必要はないものと考えられる。

(7) 結論

木製パレットは、多種多様な業種から全体として少なくない量が恒常的に排出されており、また、市町村における処理困難性も認められることから、業種を限定することなく、産業廃棄物として区分することが適当である。また、木製パレットに付随して用いられ、一体的に排出される梱包用木材についても、木製パレットと併せて産業廃棄物として区分することが適当である。

2 木製家具・器具類

木製家具・器具類については、リース業からまとめて排出され、市町村における処理困難性も認められることから、リース業から排出されるものについて、産業廃棄物として区分することとする。

(1) 排出量

事業活動に伴い排出される木製家具・器具類については、事務用機器や商業用設備の入れ替えに伴い排出されると考えられ、通常、恒常的に排出されるものとは想定し難い。

一方、リース業においては、リース契約の終了時等に随時行う設備の撤去や入れ替えに伴い一定量が排出される。リース業に係る木製家具・器具類の年間の排出量については統計的なデータは存在しないが、リース事業協会が行った調査によると、リース契約全体の約8%が木製家具・器具類が含まれる契約であり、毎年同程度の契約終了により、木製家具・器具類が年間約4,000 t程度、1事業者当たり年間400 t程度³が排出されている。また多い場合は、1度に約7～40t程度⁴もの木製家具・器具類が廃棄物として排出されることもある。

³ 主要なリース会社10社における木製家具・器具類の排出量を、1物件あたりの重量を10～20kgとして10社のリース物件数(年間約20～40万件)に乗じて算出した推計値

⁴ 主要なリース会社10社において木製家具・器具類が多量に排出されている事例を抽出し、1物件あたりの重量を10～20kgとして1事例当たりのリース物件数(701～2,278件)に乗じて算出した推計値

(2) 性状

リース業に係る木製家具・器具類については、多種多様な大きさのものが存在し、家庭からの排出が通常想定されない事務用、商業用設備が中心である。

なお、机や書架などの事務用設備及び陳列棚などの商業用設備については、金属部品やプラスチック部品と併せて木製部品が使用されている場合が多く、廃棄物として排出される際に、産業廃棄物である金属くずや廃プラスチック類と一般廃棄物である木製部品とが一体的に排出されており、全体を産業廃棄物として区分することが自然である。

(3) 市町村処理での取扱い

市町村における処理ではなく、排出事業者における処理が多いものと考えられる。

(4) 区分を変更した場合の処理体制確保の可能性

金属製、プラスチック製又はガラス製の家具・器具類と一体的に処理され、特段問題はないと考えられる。

(5) 排出事業者等の意見

リース業に係る木製家具・器具類について、リース事業協会からは、産業廃棄物としての処理が望ましいとの意向が示されている。

(6) 結論

このように、木製家具・器具類については、リース業からまとめて排出されており、市町村における処理が通常行われているとも考えにくいことから、排出事業者等の意見も勘案し、リース業から排出されるものについて、産業廃棄物として区分することが適当である。

3 その他の木くず

剪定枝・伐採木、流木などのその他の木くずについては、総じて、市町村責任の下で、一般廃棄物処理業者や排出事業者が処理を行っており、また、排出事業者の意見をも勘案すると、引き続き、一般廃棄物として区分することが適当である。

(1) 排出量

その他の木くずとして、剪定枝・伐採木は道路等管理、林業及び電気業において、流木はダム等管理及び電気業において、比較的多く排出される。例えば、平成 17 年度に電気事業者から排出された剪定枝・伐採木は約 6 万 t、流木は約 4 万 t である。また、剪定枝・伐採木は春夏に、流木は台風などの自然災害等に伴い多く発生するなど、排出量は時期により変動する。

(2) 性状

事業活動に伴い排出される剪定枝・伐採木などについては、流木や巨大なものを除き、庭木の剪定に伴い発生する剪定枝など、同様の性状を有するものが家庭からも排出される。また、市町村自らが排出者となることも一般的である。

(3) 市町村処理での取扱い

剪定枝・伐採木、流木などのその他の木くずについては、市町村自らが排出者となることも一般的であり、市町村責任の下で自ら処理をするか、民間に委託して処理が行われている。ただし、電気事業者から発生する剪定枝・伐採木及び流木については、処理施設の性能や処理能力の観点から市町村が設定する受入条件に対して、市町村と調整を図るなどして処理されており、また、市町村による処理が困難な場合などには、一般廃棄物処理業者に委託して処理されているものの、一時的に大量に発生した場合などには、処理先の確保に苦慮しているケースもある。

(4) 排出事業者等の意見

環境省が一般廃棄物である木くずの排出事業者を対象に実施した調査の結果によると、剪定枝・伐採木及び流木については、多くの業種において、一般廃棄物としての処理が望ましいとの意向が産業廃棄物としての処理が望ましいとの意向を上回っている。

また、今回の検討においても、現状維持が望ましいとする意向が示されている。

(5) 結論

このように、剪定枝・伐採木・流木などのその他の木くずについては、一部の市町村において処理が滞っている実態が認められるものの、総じて、市町村責任の下で一般廃棄物処理業者や排出事業者が処理を行っていること、また、排出事業者の意見も勘案し、処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を講じつつ、引き続き、一般廃棄物として区分することが適当である。

第 5 木くずに係る廃棄物の区分の見直しに伴い考慮すべき事項

第 4 の考え方に基づき、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る

廃棄物の区分の見直しを行うに当たっては、次のような点についても考慮する必要がある。

1 処理体制の整備等について

木くずに係る廃棄物の区分の見直しに伴い、処理の現場が混乱しないように十分な周知期間を設けるほか、処理体制の確保のために必要な措置を講じることが適当である。

(1) 経過措置等について

木くずに係る廃棄物の区分の見直しに伴い、処理の現場が混乱しないように十分な周知期間を設けるほか、処理体制が整うまでの一定の期間に限り一般廃棄物処理業者による処理を可能とするなどの適切な経過措置等を講じることが適当である。

(2) 市町村による併せ産廃処理について

市町村が、今回の見直しに伴い新たに産業廃棄物として区分されることとなる木くずについて、廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定に基づくいわゆる併せ産廃処理を行うことも、処理体制の確保には有効であり、地域によっては必要性が高いものと考えられる。このため、これまでその処理施設において受け入れを行ってきた市町村においては、地域の排出事業者の意向を踏まえ要請がある場合には、併せ産廃処理を行い、処理を継続することを検討すべきである。

(3) 一般廃棄物に係る市町村の処理責任について

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされている。したがって、市町村においては、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について、「産廃扱い」などと称して放置するのではなく、許可制度や市町村長の再生利用指定制度の活用や民間への処理委託などにより、引き続き、その処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を的確に講じる必要がある。

2 排出抑制、再生利用等の促進について

今回の検討対象となった木製パレットの排出抑制及び再使用をすすめるため、日本工業規格（JIS）や国際標準化機構（ISO）規格を満たしたパレットの複数事業者による共同利用や、修理されたパレットの利用促進を図ることが有効である。また、木くずの再生利用又は熱回収を促進するためには、区分の見直しとは別に、引き続き、適切な促進策を講じていく必要がある。

(1) 排出抑制及び再使用の促進について

循環型社会の構築に向けた取組が必要とされている中、木くずの発生抑制及び再使用の促進が求められている。

例えばパレットについては、日本工業規格（JIS）や国際標準化機構（ISO）規格が定められており、規格を満たしたパレットは、複数事業者間で繰り返し利用することが容易である。また、アメリカでは、修理されたパレットがコスト優位性から普及している。修理されたパレットについては国際標準化機構（ISO）規格が定められており、日本でも日本工業規格（JIS）の制定に向けた検討が進められている。このような背景のもと、日本工業規格（JIS）や国際標準化機構（ISO）規格を満たしたパレットの複数事業者による共同利用や、修理されたパレットの利用促進を図ることが求められる。

(2) 再生利用又は熱回収の促進について

木くずの処理方法については、市町村や一般廃棄物処理業者によって処理される場合又は産業廃棄物処理業者によって処理される場合のいずれの場合においても、チップ化、燃料化、エネルギー回収を伴う焼却などが行われており、単純に廃棄物の区分を見直すだけで再生利用又は熱回収が促進されるものとは認められない。

したがって、その促進のためには、引き続き、バイオマスエネルギーの回収に対する支援措置などの適切な促進策を検討、実施することが重要である。

第6 その他

事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずについて産業廃棄物として処理の委託が出来るよう実務上の扱いを弾力化すべきとの意見について、本委員会において検討し、以下のとおり考え方をまとめた。

1 廃棄物の区分を排出事業者の選択性とする事について

廃棄物の区分を排出事業者の選択に委ねるとすることは、処理責任の所在があいまいになること、行政による監督等が困難となることなどから、適当ではない。

廃棄物処理法においては、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物とし、それ以外を市町村責任の下で処理すべき一般廃棄物として区分し、その区分に応じた処理責任の下でそれぞれを適正に処理することとされている。

仮に、廃棄物の区分を排出事業者の選択に委ねるとした場合、責任の所在が曖昧となるほか、市町村ごとに廃棄物の区分が異なるなど、排出時や処理時などにおいて、行政による廃棄物の区分についての判断に支障が生じ、行政の当該廃棄物に係る監督等が困難となるため、適当でない。

2 産業廃棄物と同一性状の一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理することについて

産業廃棄物と同一性状の一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理することについては、一般廃棄物について市町村が処理責任を有しているにもかかわらず、市町村が許可や委託を通じて指導監督を行うことができない者に処理を行わせることとなるため、適正処理の確保の観点から適当ではない。

一般廃棄物の処理は、その処理について責任を有する市町村が一般廃棄物処理計画に基づき継続的に行うこととされ、このような観点と一般廃棄物の処理責任者としての立場から、市町村長に一般廃棄物処理業の許可権限が与えられている。このため、都道府県知事が許可権限を有する産業廃棄物処理業の許可を有することをもって、市町村長の許可や委託を受けずして産業廃棄物と同一性状の一般廃棄物の処理も行えんとすることは、一般廃棄物について市町村が処理責任を有しているにもかかわらず、許可や委託を通じて指導監督を行うことができない者に処理を行わせることとなるため、適正処理の確保の観点から適当ではない。

第7 おわりに

廃棄物の区分を変更することは、廃棄物についての処理責任の所在を変更するという事にほかならず、その見直しに当たっては、様々な観点から慎重に検討が行われるべきものである。

今般、本委員会においても、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに

係る廃棄物の区分の見直しについて、その種類毎に排出実態や排出事業者の意向等を総合的に勘案し、一定の結論を得たところである。

また、木くずに係る廃棄物の区分の見直しに伴い、処理の現場が混乱しないように必要な措置を講じるとともに、引き続き、木くずの再生利用又は熱回収を促進していくことが重要である。

本委員会においては、上述のような検討を踏まえ、事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずのうち木製パレット（これに付随して一体的に排出される梱包用木材を含む。）及びリース業から排出される家具・器具類について、産業廃棄物として区分すべく、必要な制度改正を行うべきと考える。

参 考 资 料

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物の区分等に関する専門委員会委員名簿

(常設メンバー)

石井和男	全国都市清掃会議専務理事
織朱實	関東学院大学法学部助教授
酒井伸一	京都大学環境保全センター教授
猿渡辰彦	日本商工会議所環境小委員会委員
島田幸司	立命館大学経済学部教授
志村明彦	日本経団連環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ座長
津島英世	日本環境保全協会副会長
中杉修身	上智大学地球環境学研究科教授
新美育文	明治大学法学部専任教授
細田衛士	慶応義塾大学経済学部教授
松村良一	全国自治団体労働組合現業局長
三本守	社団法人全国産業廃棄物連合会理事
森浩志	東京都環境局廃棄物対策部長
山田久	全国清掃事業連合会専務理事

(木くず関係臨時メンバー)

荒川信一	(社)リース事業協会環境・省資源委員会副委員長
荒木恒美	全日本トラック協会環境問題対策委員
小野田聡	電気事業連合会立地環境部長
島田秀樹	電機電子四団体事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会委員長

(は委員長
(敬称略、50音順))

検 討 経 緯

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の区分等に関する専門委員会（第1回） 平成18年7月25日（火）

- ・ 木くずに係る廃棄物の区分について
（現状の把握、検討の進め方案の検討）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の区分等に関する専門委員会（第4回） 平成19年2月6日（火）

- ・ 木くずに係る廃棄物の区分について
（排出実態の把握）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の区分等に関する専門委員会（第5回） 平成19年3月28日（水）

- ・ 木くずに係る廃棄物の区分について
（論点整理案の検討）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の区分等に関する専門委員会（第6回） 平成19年4月（持ち回り開催）

- ・ 木くずに係る廃棄物の区分について
（報告書案の検討）

今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（抄）
平成14年11月22日 中央環境審議会

3 制度見直しの主な論点

(3) 役割分担の適正化と、それによる排出抑制等の推進

ア 処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方

見直しの方向性

処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方としては、排出事業者責任を徹底し排出抑制の促進を図る観点から、事業活動に伴って排出される廃棄物は排出事業者の責任の下で処理すべきもの（事業系廃棄物）に区分し、日常生活に伴って排出される廃棄物は市町村の責任の下で処理すべきもの（生活系廃棄物）に区分することが、方向性としては考えられる。

しかしながら、排出事業者責任の下で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不足、不法投棄の多発等の状況が見られること、また、排出事業者責任の徹底を軸とした産業廃棄物分野の構造改革を進めているところであるが、それがまだ緒についたばかりであること、さらには、そのような厳格な排出事業者責任について、現在事業系一般廃棄物として整理されている廃棄物の排出事業者全てが負担しきれるかという問題がある。

一方、一般廃棄物については市町村や民間業者により適正に処理されている状況や、事業系一般廃棄物が日常生活に伴って排出される通常の一般廃棄物と同様の性状を有する場合もあることなどにかんがみれば、ダムの流木、道路管理に伴い生じる剪定枝、廃火薬など、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の推進の観点から、排出事業者としての責務にかんがみ適正な費用負担を求めるとともに、一定以上の量を排出する事業者に対する減量計画の策定に係る制度の強化等により、排出事業者の責任を強化することも考えられる。

また、同一性状の廃棄物で排出源の違いにより別の区分となるようなものについては、性状が同一である事実が処理責任を同一にするわけではないことから、処理責任に着目した区分は維持しつつ、効率的な処理・リサイクルの推進の観点から、例えば処理施設の設置許可について制度の合理化を進めることが必要である。あわせて、市町村の枠を超えて広域的なリサイクルなどを推進すべきものについては、広域指定制度などの特例制度や拡大生産者責任の拡充・活用によりリサイクルなどを促進していくことも重要である。

規制改革・民間開放推進会議答申(17年12月21日)(抄)

4. 再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し

【具体的施策】

循環型社会形成推進基本法((平成12年法律第110号)以下「循環基本法」という)の下、大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の社会の在り方を見直し循環型社会、すなわち「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」(第2条)の形成が図られているところである。この定義にみられるように、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分が目指すべき循環型社会の基本的な優先順位であり、環境負荷が低減される限り循環的利用は適正処分に優先されるべき課題である。しかしながら、現状は未利用循環資源の取扱いには制約が多く廃棄物の処理及び清掃に関する法律((昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という)に基づく環境保全のための規制によって、結果的に適正処分が優先され資源循環がしばしば断ち切られてしまっている面がある。

このような現状から脱し循環型社会の形成を推進するためには、残余物を処分対象物と看做して対応を考え、有効利用できる廃棄物のみ例外的に扱うというアプローチではなく、循環基本法に沿って、残余物を再資源化対象物と捉えてできるだけ循環資源として活用し、有効利用できない未利用資源を適正に処分するというアプローチを徹底することが重要である。

したがって、現行の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しも含めて廃棄物の適正処理・再資源化推進に係る諸制度について再検討を行うべきである。

(1) 廃棄物の区分の見直し【平成18年度措置】

産業廃棄物に指定されている20品目のうち業種が限定されているものについては、同一性状の廃棄物であっても、その業種以外の事業者によって排出された場合は一般廃棄物に区分される。一般廃棄物の場合、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んだとしても必ずしも再生利用されるとは限らない。その結果、同一性状の廃棄物であっても産業廃棄物に区分された場合には排出者の意思によって再生利用できる一方、一般廃棄物に区分された場合には排出者が再生利用を望んでも叶わないケースが生じる。

特に、産業廃棄物の業種指定を受けている事業者以外から排出される廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物に区分されるが、市町村での受入が困難であり、産業廃棄物として処理した方が効率的に再資源化できる事例がしばしばある。

したがって、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行うべきである。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直すべきである。

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）
（平成18年 3 月31日閣議決定）（抄）

17 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
廃棄物の区分の見直し （環境省）	a <u>廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。</u>	重点・生活 4 (1)			措置
	b <u>その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。</u>	重点・生活 4 (1)			措置

第2期ロジスティクス環境会議 第4回企画運営委員会 議事録

I. 日 時：2007年1月19日（金） 10：30～12：00

II. 場 所：東京・港区 （社）日本ロジスティクスシステム協会 会議室

III. 出席者：16名

IV. 内 容：

- 1) 研究会、委員会の2006年度活動内容及び2007年度活動計画（案）について
 - (1) グリーン物流研究会
 - (2) CO2削減推進委員会
 - (3) グリーンサプライチェーン推進委員会
- 2) 第2回本会議について
- 3) シンポジウムの開催について
- 4) CGLメンバー企業のCO2排出量の収集等について
- 5) 行政動向
- 6) その他

V. 開 会

事務局の徳田専務理事より開会が宣された後、杉山委員長の司会のもと、以下のとおり議事が進められた。

VI. 議 事

1) 研究会、委員会の2006年度活動内容及び2007年度活動計画（案）について

(1) グリーン物流研究会

事務局より、資料1、参考資料1に基づき、グリーン物流研究会の2006年度活動内容及び2007年度活動計画（案）について説明が行われた後、同研究会の幹事である下村委員より、毎会合終了時に実施しているアンケート結果より、ある程度の評価はいただいているものの、次年度も今年度と同様の運営方式でよいか見直しをかけるとともに、アウトプットについては研究会メンバー以外の方にも有用な内容にしたい旨、説明がなされ、以下の意見交換がなされた。

【主な意見】

委 員：アウトプットを2008年3月に取りまとめることとなっているが、研究会に参加していないメンバー企業もあることから、今年度開催分について、第2回本会議で中間報告を出してはどうか。

委 員：ご指摘を踏まえ、中間報告を取りまとめたい。

委 員：3月5日開催の第5回研究会後にアンケート実施とあるが、第2回本会議時に次年度の大まかな方向性を出すためには、スケジュールがタイトではないか。

事務局：ご指摘を踏まえ、第4回終了後、アンケートを実施したい。

【決定事項】

- ・ 2006年度分の活動報告をまとめて、第2回本会議で報告する。
- ・ 第4回研究会終了後、2006年度の研究会（第1回から第4回）についてのアンケートを実施し、その結果をもとに2007年度の企画立案等を行う。

(2) CO2削減推進委員会

事務局より、資料1、参考資料1に基づき、CO2削減推進委員会の2006年度活動内容及び2007年度活動計画(案)について説明が行われた後、以下の意見交換がなされ、承認がなされた。

【主な意見】

委員：「改正省エネ法対応ヒント集」については、参考となる情報が掲載されていると思われるため、スケジュールどおり第2回本会議時に配布できるようにしていただきたい。

委員：「改正省エネ法対応ヒント集」の内容はどのようなものになるのか教えていただきたい。

事務局：委員会メンバー企業の方に、例えば自社において物量が多い区間やエネルギー使用量算定にあたって課題が多い区間等を3つほど選んでいただき、当該部分に関する、エネルギー使用量算定のために把握しているデータ及びデータの取り方等をまとめたものである。ただし、対応ヒント集という名称となるかどうかは次回委員会で議論する予定である。

委員：NOx、PM法に関しては、規制地区への流入車の問題があり、それらについても検討していくことは必要ではないかと考える。

委員：2007年度の活動計画を見ると、場合によってはグリーンサプライチェーン推進委員会の活動と重複する可能性もあるので、事務局で線引きをしてほしい。

(3) グリーンサプライチェーン推進委員会

事務局より、資料1、参考資料1に基づき、グリーンサプライチェーン推進委員会の2006年度活動内容及び2007年度活動計画(案)について説明が行われた後、同委員会の委員長である山本委員より、①委員会開催前の勉強会の開催、②取引条件と源流管理の2つの分科会を設置し活動を進めている旨説明がなされた。続いて、同委員会の副委員長であり、源流管理分科会を担当している菅田委員より、源流管理の範囲は多岐に渡るため、メンバーが興味のある部分でかつJILSの活動としてふさわしいものをテーマとして掲げたい旨説明がなされた。最後に、同委員会の副委員長であり取引条件分科会を担当している恒吉委員より、テーマが多岐にわたり絞込みに苦労しているが、利害関係者がいる中で努力してまとめていきたい旨、説明がなされた後、以下の意見交換が行われ、承認がなされた。

【主な意見】

(取引条件分科会について)

委員：活動内容が、CO2削減推進委員会と重なる部分もあるのではないかと。

委員：テーマとして商慣行に絞っていることから、重なることはないかと考える。

委員：一言で取引条件といっても、業種によって問題になるケースとならないケースがあるのではないかと。

委員：ご指摘のとおり、業種に加え、商品特性(消費財/耐久財、商品の大きさ等)によっても異なると考える。ただし、現状は、発荷主が着荷主の要望を受け入れているが、環境負荷の面から最適な部分はどこになるのか、もしくは双方ともメリットがある着地点があるのか、検討を進めたい。

委員：多頻度小口配送は環境の面からは負の方向のものであるが、全体のサプライチェーンを考えた際には、在庫増による廃棄増等の問題も出てくる。したがって、資料1にある“見直し”という表現がふさわしいか疑問である。

委員：半導体の価格は1年に3～4割ほど下がるため、まとめて購入するよりも、小口で買った方が結果として安く購入できる。したがって、環境の面だけで多頻度小口を見直すことは難しいのではないかと。

事務局：ご指摘のとおり、「すべての多頻度小口を見直すべき」ということを意味しているわけではない。ただし、物流側が何も考えずとにかく営業の言うとおりに仕事をしている企業も多いと思われる。しかしながら、営業の要望を無条件で聞くことで、どれだけコストが増

加し、その結果、仮に売上高は増加していても利益ベースではどうなっているのかといった認識を持っていただくことは必要だと考える。

委員：第1期の省資源ロジスティクス推進委員会の調査でも会社内の連携というものがキーワードとしてあがっていた。

委員：利害調整は発荷主と着荷主でしかできない。そのためには、発荷主側がどれだけコストがかかっていて、それを着荷主にみえるようにするといった環境整備が必要ではないか。例えばロット別のコスト等のコストと関連付けて提案できればいいのではないか。

(源流管理分科会について)

委員：源流管理の活動内容は、漠然として感じている。例えば、設計に関する部分を検討するとしても、業種によっても検討内容が異なるのではないか。

委員：ご指摘のとおり、ある領域を深掘するとなると、業種によって異なるため、一般化することは難しい。したがって、源流管理の視点として全般にわたる事項をチェックリスト的にまとめることを検討している。同様のチェックリストとしては、2002年にJILSが作成したLEMSチェックリストがあるが、チェックする際の判断基準がなく、回答者にとって記載が難しい。よって、チェック項目とともに見直しをしたいと考える。

委員：「利用者にとって使いやすいかどうか」という視点を持ちながら、作成してほしい。

(4) 全体を通して

事務局より、本日以降の研究会、委員会の活動進捗にあわせて資料1を修正し、再度企画運営委員にメールで送付し意見をいただいた上で、最終的には委員長、副委員長にご承認いただき、3月15日の本会議に提案する旨説明がなされ、了承された。

2) 第2回本会議について

事務局より、資料2に基づき、第2回本会議の次第(案)について、説明が行われ、了承された。

3) シンポジウムの開催について

事務局より、資料3に基づき、ロジスティクス環境シンポジウムの開催について、説明が行われ、以下の意見交換がなされた後、了承された。

委員：シンポジウムの費用はどこが負担するのか。

事務局：環境会議で負担する。なお、シンポジウムの開催に関する費用は当初から予算に計上しており、第1回本会議で承認されている。

4) CGLメンバー企業のCO₂排出量の収集等について

事務局より、資料4に基づき、CGLメンバー企業のCO₂排出量の収集等について(案)の説明が行われ、以下の意見交換がなされた。

委員：特定荷主については、9月末に定期報告書提出となっており、その前に環境会議に提出することは現実的に不可能だと考える。

事務局：ご指摘をふまえて、時期は修正する。

委員：事務局案では、2007年度の見通しを第2期活動終了期間の直前に調査するとなっているが、2007年9月に提出する計画書に記載した改善計画を受けた数値しか出せないと考えている。

事務局：例えば、半期ごと、四半期ごと、もしくは月ごとに集計している企業であれば、確定部分について前年度との比較を行っていただき、そこから見通しを記載していただければと考えている。

委員：改正省エネ法は、総量削減ではなく原単位の改善が趣旨であり、その意味から考えると、各企業の総量を合算しても意味がないのではないか。

事務局：「環境会議メンバー全体として 2006 年度はこれだけのCO₂を排出し、2007 年度は 2006 年度と比較して減少する見通しである」ということを言うてはどうかということが今回の提案である。

委員：数値を集めることが目的であり、それ以外の定期報告書に記載する施策については収集しないのか教えていただきたい。

事務局：想定していたのは数値だけであるが、負担がかからないのであれば、施策についても収集したい。

委員：収集する目的を整理する必要があると考える。

委員：前回までの議論で、CGLメンバーとしてこれだけ削減できたというアピールができればということがあったと記憶しているが、実際にはいくつかの問題があると思う。

委員：数値だけではなく、施策も提出いただき、紐付けしないと意味がないと考える。

委員：計画書の記載内容について、定期報告書でレビューする欄がないため、レビュー実施については、企業によってまちまちになるのではないかと。

委員：CGLメンバーには、特定荷主、特定輸送事業者以外の企業もいるため、記載方法等について分かりやすく説明してほしい。

委員：2005 年度を収集する意味について教えていただきたい。

事務局：第 2 期の活動成果とは直接関係ないが、その前段階としてどのような傾向となっているか把握できればと思って記載した。しかし、このためにわざわざ集計をしておいただくことは考えていない。

委員：メンバーへのアナウンスは行うのか。

事務局：本会議で提案できればと考えている。

【決定事項】

- ・本日の意見を踏まえて、事務局で原案を修正することとする。

5) 行政動向について

事務局より、資料 5 に基づき、現在、行政で進められている、京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて説明が行われ、状況によっては、環境会議として意見書を取りまとめることを検討することが確認された。

6) その他

事務局より、第 1 期環境会議の共通基盤整備委員会で実施していた環境報告書実態調査に関して、今年度はロジスティクス推進センターとして実施する旨説明がなされた。

VII. 閉 会

以上をもって全ての議事を終了し、杉山委員長は閉会を宣した。

以 上